

バリュー料金定義書

令和元年 10月 1日

東日本ガス株式会社

1. はじめに

このバリュー料金定義書（以下「この定義書」といいます。）は、ガス小売供給約款（東日本ガス導管供給区域内）（以下「小売約款」といいます。）に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 適用条件

この定義書は、東日本ガス供給区域内にお住まいのお客さまが、この定義書による契約を希望される場合に適用します。

3. 契約期間等

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は以下の規定に基づき決定いたします。
 - ① 新たにこの定義書に基づき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
 - ② 新たにこの定義書に基づき契約を開始した場合は、契約期間は、契約開始日からその前日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立ってこの定義書に基づく契約の解約、又は変更の申し込みがない場合は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この定義書に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、又は他の定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。（（5）において同じ。）
- (5) 当社は、お客さまが当社とこの定義書に基づく契約の契約期間満了前に同一需要場所で、この定義書に基づく契約の解約と同時に他の定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、又は遅收料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

す。

4. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)より算定された料金（この場合の料金を以下「早収料金」といいます。）を、早収料金適用期間経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で、定める日）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

(3) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

①口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合。

②早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。

③クレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後に当社に対する立替え払いがされた場合

(4) 料金の支払い方法は、原則として口座振替又はクレジットカード払いの方法のより、毎月お支払いいただきます。

5. 附帯メニュー

(1) 料金及びお客さまが購入するガス器具に附帯して提供する附帯メニューに関する詳細事項は、割引プランにて定めます。

(2) 割引プランでは、適用条件等を定めます。

6. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

1. この定義書は、令和元年10月1日から実施します。
2. 当社は、この定義書を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この定義書を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この定義書を変更する旨、変更後の定義書の内容及びその効力発生時期を周知します。
3. 当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この定義書の変更前の定義書に基づき料金を算定するものいたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額の端数の金額を切り捨てたものといたします。
- (2) 従量料金は、別表2の基準単位料金又は小売約款で規定する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1+消費税率)

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表

1. 適用区分

(1) 45メガジュール地区

料金表A 使用量が0立方メートルから5立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が5立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が500立方メートルをこえる場合に適用いたします。

1. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

45メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	1,100.00円
------------	------------------	-----------

(2) 基準単位料金

45メガジュール地区	1立方メートルにつき	193.52円
------------	------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

45メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	1,226.30円
------------	------------------	-----------

(2) 基準単位料金

45メガジュール地区	1立方メートルにつき	168.26円
------------	------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

45メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	1,994.26円
------------	------------------	-----------

(2) 基準単位料金

45メガジュール地区	1立方メートルにつき	158.67円
------------	------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

45メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	4,316.48円
------------	------------------	-----------

(2) 基準単位料金

45メガジュール地区	1立方メートルにつき	147.05円
------------	------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表E (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

45メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	8,588.15円
------------	------------------	-----------

(2) 基準単位料金

45メガジュール地区	1立方メートルにつき	138.51円
------------	------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。